

# 医療福祉相談（患者サポート・相談窓口）

当院では、患者さんやご家族の病気への不安、退院後の生活や社会復帰、医療費の支払いなど、病気に関連した様々な生活上の問題について、医療ソーシャルワーカー・看護師がご相談をお受けし、患者さんやご家族と一緒に解決方法を考えます。

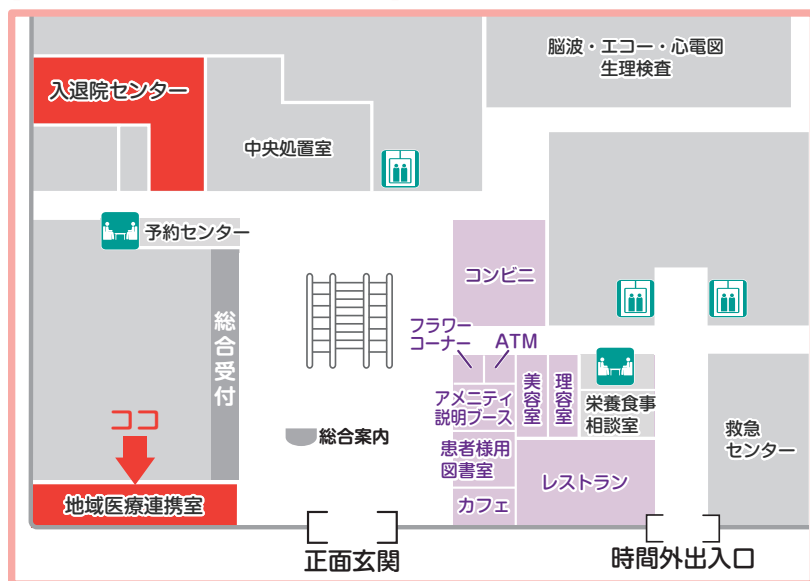
## こんなとき、ご相談ください



- ◆退院後の生活に不安がある。一人暮らしなので心配・・・
  - ◆訪問看護やホームヘルパーなど、在宅サービスについて知りたい。
  - ◆他の病院や介護施設について知りたい。
  - ◆医療費の支払いが心配。医療費の助成制度について知りたい。
  - ◆傷病手当金や障害年金など、社会保障制度について知りたい。
  - ◆介護保険制度について知りたい。
  - ◆車椅子やベッドなど福祉機器が必要だ。
- その他療養上の不安について、どこに相談してよいかわからない等

相談をご希望する方は、2階地域医療連携室にお越しいただくか、医師や看護師にお申し出ください。相談内容について秘密は厳守します。どうぞお気軽にご相談ください。

## 【地域医療連携室の場所（2階）】



## 受付時間

月～金曜日 8:30～17:00  
※祝日、年末年始を除く

## その他

### レジデント、研修生、学生の受け入れについて

当院は、医学生、看護・助産師学生、医療技術者実習生、薬剤実習生等の実習教育機関となっております。臨床実習は、学生が当院の施設内において、医師・看護師・薬剤師等の指導のもとに患者さんに接し、さまざまなことを学ぶ教育方法です。明日を担う人々の育成のために、ご理解とご協力をお願い致します。

# 施設のご案内

| 東側   | 屋上ヘリポート | 西側  |
|--|---------|---|
| <b>10階</b> 【緩和ケアセンター】<br>10階東病棟  |         | <b>10階</b> 【呼吸器・血液センター】<br>呼吸器内科、胸部外科、血液内科<br>10階西病棟                          |
| <b>9階</b> 【感覚器・内分泌センター】<br>糖尿病・内分泌内科、眼科、耳鼻いんこう科、婦人科<br>9階東病棟   |         | <b>9階</b> 【運動器センター】<br>整形外科、形成外科、皮膚科<br>9階西病棟                                 |
| <b>8階</b> 【循環器・脳卒中センター】<br>循環器内科、脳神経外科、神経内科<br>8階東病棟   |         | <b>8階</b> 【脳神経センター】<br>脳神経外科<br>8階西病棟   |
| <b>7階</b> 【消化器・泌尿器センター】<br>消化器外科、外科、泌尿器科<br>7階東病棟  |         | <b>7階</b> 【消化器・腎臓センター】<br>消化器内科、肝臓内科<br>7階西病棟                                 |
| <b>6階</b> 外来化学療法センター   |         | <b>6階</b> 【周産期・小児センター】<br>小児科、小児循環器科、小児外科、産科、婦人科<br>【NICU (未熟児、新生児)】<br>6階西病棟 |
| <b>5階</b> 【心臓センター】<br>循環器内科、心臓血管外科 (心臓リハビリ)<br>5階東病棟   |         | <b>5階</b> 【救命救急センター】<br>【ICU】<br>5階西病棟  |
| <b>4階</b> 手術室、会議室、管理部門   |         |   |
| <b>3階</b> 外来、内視鏡センター、リハビリテーションセンター、臨床研究部、治験管理室   |         |   |
| <b>2階</b> 正面玄関、総合受付、生理検査、放射線科、救急センター、中央処置室、入退院センター、地域医療連携室、栄養食事相談室、患者様用図書室、ATM、コンビニ、アメニティ説明ブース、カフェ、レストラン、理・美容室 |         |   |
| <b>1階</b> 放射線治療室、RI 検査、薬剤部、栄養管理室、お薬相談室   |         |   |

5  
～  
10階  
病棟

## ATM

◎山口銀行

- 取扱日  
月～金曜
- 定休日  
土・日曜、祝日
- 取扱時間  
9:00～19:00



医療費自動精算機



駐車場精算機



## 患者様用図書室



- 開室日  
月～金曜  
(祝日、年末年始※除く)
- 開室時間  
8:30～15:00
- 利用対象者  
入院・外来患者さん、ご家族、付き添いの方

※図書室内は閲覧のみ

## カフェ TULLY'S タリーズ



- 営業日  
年中無休
- 営業時間  
月～金曜 7:30～19:00  
土・日曜・祝日 10:00～17:00



## コンビニエンスストア ファミリーマート



- 営業日  
年中無休
- 営業時間  
6:00 ~ 22:00
- 取扱サービス  
宅急便、店頭受取サービス、  
コピー



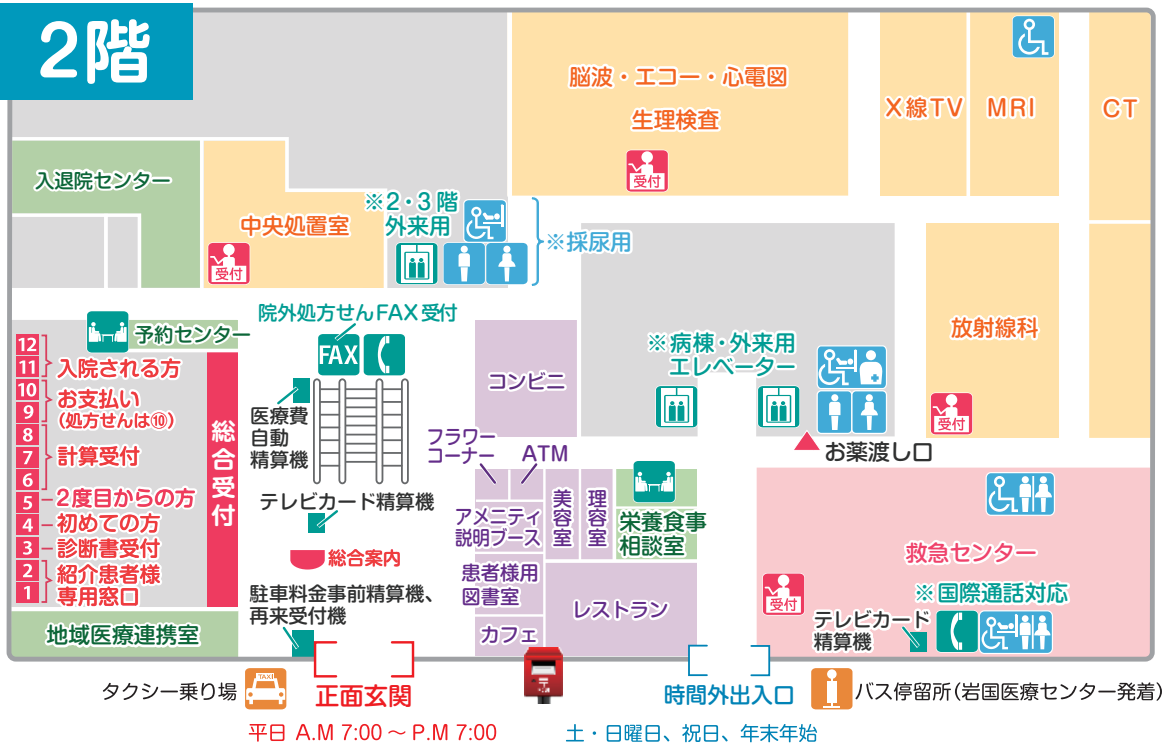
## 美容室



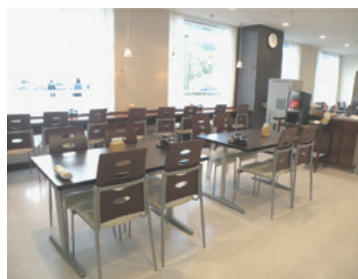
- 営業日 月～土曜
- 定休日  
日曜、祝日、GW、お盆、年末年始※
- 営業時間 9:00 ~ 17:00
- 取扱商品  
輝髪縮毛矯正、カット、カラー、パーマ、  
ストレート、シャンプーセット

- 外来受付
- 公衆電話
- 男性用トイレ
- 身障者用トイレ
- オストメイト  
対応トイレ
- 医療相談室
- エレベーター
- 女性用トイレ
- 身障者用トイレ  
(おむつ交換台有)

## 2階



## レストラン GOURMET PLAZA



- 営業日  
年中無休 (年末年始※除く)
- 定休日  
年末年始※
- 営業時間  
月～金曜 10:00 ~ 19:00  
(オーダーストップ18:30)  
土・日曜、祝日 11:00 ~ 14:30  
(オーダーストップ14:00)

※年末年始 12月29日～1月3日



## 理容室



- 営業日  
月～土曜、祝日
- 定休日  
日曜、GW、お盆、年末年始※
- 営業時間  
6:30 ~ 16:30

# 限度額適用認定証について

限度額適用認定証で窓口でのお支払いを軽減できます！

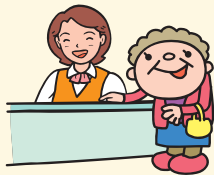


70歳未満の方について、これから高額な医療費がかかる場合に、事前に限度額適用認定証の申請をしていただき、受診時に『限度額認定証』をご提示いただくことで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。もしこの提示がない場合は、これまで通り自己負担割合で受診料をお支払いいただき、自己負担限度額を超えた分の高額療養費申請を行い、数ヶ月後に払い戻しを受けることとなります。

## 計算例

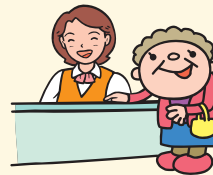
『1ヶ月の総医療費（10割）：100万円、所得区分：一般、窓口負担割合：3割』の場合

限度額適用認定証を提示しない場合



医療機関窓口で3割負担の30万円支払い

限度額適用認定証を提示した場合



医療機関窓口で自己負担限度額87,430円\*支払い

高額療養費の申請



認定証の提示で、医療機関窓口でのお支払いが**212,570円**も軽減できます！

\* 自己負担限度額⇒80,100円 + (総医療費1,000,000円 - 267,000) × 1% = 87,430円

保険診療対象外の費用（有料個室代、食事代など）は、自己負担限度額に含まれません。

自己負担限度額の計算方法は、19ページ「医療費自己負担限度額の計算方法」をご参照ください。

## 申請方法

必要なもの 保険証・印鑑



申請先 加入されている健康保険

## 注意

月を遡っての限度額適用認定証の発行はできません。例えば5月に申請した場合、5月1日から有効な認定証しか発行されません。入院前でも手続きが可能ですので、事前に申請しておきましょう。

健康保険によって申請方法が違う場合があります。詳しくは加入されている健康保険に確認ください。

◎国民健康保険にご加入の方

お住まいの市町村役場、岩国市の方は『岩国市役所 健康福祉部 保険年金課（0827-29-5083）』

◎協会けんぽにご加入の方

全国健康保険協会（協会けんぽ） 山口支部（083-974-0530）

◎その他の保険加入の方

お勤め先の保険証担当者にお問い合わせください。

## 申請が済んだら

『限度額適用認定証』が交付されましたら、入院手続き時もしくは入院中に速やかに受付11番または12番窓口にご提示ください。（平日時間外、土・日・祝日の場合は2階救急センター受付）

## 注意

限度額適用認定証を提示された月から限度額が適用されます。5月から有効な認定証でも6月に病院受付へ提示されると、5月の診療費については限度額適用外になります。



# 医療費自己負担限度額の計算方法

最終的な自己負担額となる毎月の「負担の上限額」は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。



## 70歳以上の方の場合

※現役並み所得者のうち、区分Ⅰ、Ⅱに当たる方及び住民税非課税の方は限度額認定証の申請が必要です。

| 所得区分         |  | 外来<br>(個人ごと)                  | ひと月あたりの自己負担限度額                | 3月以上ご負担<br>いただいた方(※2) |
|--------------|--|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 現役並み<br>所得者  | Ⅲ 課税所得690万円以上の方                                | 252,600円                      | $(医療費 - 842,000円) \times 1\%$ | 140,100円              |
|              | Ⅱ 課税所得380万円以上の方                                | 167,400円                      | $(医療費 - 558,000円) \times 1\%$ | 93,000円               |
|              | Ⅰ 課税所得145万円以上の方                                | 80,100円                       | $(医療費 - 267,000円) \times 1\%$ | 44,400円               |
| 一般           |  | 18,000円<br>(年間上限<br>144,000円) | 57,600円                       | 44,400円               |
| 住民税<br>非課税の方 | Ⅱ (Ⅰ以外の方)                                      | 8,000円                        | 24,600円                       | —                     |
|              | Ⅰ (年金収入のみの方の場合、<br>年金受給額80万以下など<br>総所得金額がゼロの方) |                               | 15,000円                       | —                     |

## 70歳未満の方の場合

※限度額適用認定証の申請が必要です。

| 所得区分   | ひと月あたりの自己負担限度額                    | 3月以上ご負担<br>いただいた方(※2) |
|--|-----------------------------------|-----------------------|
| 年収約1,160万円~の方<br>健保:標準報酬月額83万円以上の方<br>国保:年間所得(※1)901万円超の方              | 252,600円<br>+ (医療費-842,000円) × 1% | 140,100円              |
| 年収約770~約1,160万円の方<br>健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方<br>国保:年間所得600万円超901万円以下の方 | 167,400円<br>+ (医療費-558,000円) × 1% | 93,000円               |
| 年収約370~約770万円の方<br>健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方<br>国保:年間所得210万円超600万円以下の方   | 80,100円<br>+ (医療費-267,000円) × 1%  | 44,400円               |
| ~年収約370万円の方<br>健保:標準報酬月額28万円未満の方<br>国保:年間所得210万円以下の方                   | 57,600円                           | 44,400円               |
| 住民税非課税の方   | 35,400円                           | 24,600円               |

(※1) ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

(※2) 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

## 注意

同一の医療機関等における自己負担(院外処方代を含みます)では、上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要)を合算することができます。この合算額が負担の上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

# 交通のご案内



## 電車をご利用の場合

### ■ JR 山陽本線ご利用の場合

#### ■ 広島方面からお越しの方

「岩国駅」または「南岩国駅」下車、バスまたはタクシーで。  
 ※最寄りの駅は「南岩国駅」ですが、岩国駅終点が多い為、ご乗車の際ご確認ください。

#### ■ 柳井方面からお越しの方

「南岩国駅」下車、バスまたはタクシーで。

### ■ JR 岩徳線、錦川鉄道錦川清流線ご利用の場合

- ・「岩国駅」下車、バスまたはタクシーで。
- ・「西岩国駅」「川西駅」からはバスの本数が少ない為、岩国駅のご利用をお勧め致します。

## JR 山陽新幹線ご利用の場合

「新岩国駅」下車、タクシーで約 15 分

## バスをご利用の場合

- ・「岩国駅」より藤生・通津・由宇方面下り、平田・梅が丘循環、牛野谷循環、
- ・「南岩国駅」より由宇・通津・藤生方面上り、平田・梅が丘循環、牛野谷循環、
- ・「西岩国駅」「川西駅（岩国高校バス停より乗車）」より平田・梅が丘循環、牛野谷循環、がご利用いただけます。

\*バスは、路線によって乗車時間が異なります。また、遠回りになるものもございます。曜日による運行、本数の少ないもの、「岩国医療センター」バス停に止まらない便もあります。詳しい路線や時刻などは、「いわくにバス株式会社」のホームページをご確認ください。

## お車の場合

山陽自動車道岩国インターより約 15 分  
 岩国錦帯橋空港より約 10 分